

香芝市告示第 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、指定公金事務取扱者に公金の徴収及び収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

1 受託者

兵庫県神戸市中央区伊藤町 1 1 9 番地

株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター 代表取締役 池 智太郎

2 徴収事務を委託する手数料

- (1) 狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録手数料
- (2) 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票交付手数料
- (3) 狂犬病予防法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 3 6 号）第 1 条の 2 の規定に基づく犬の鑑札再交付手数料
- (4) 狂犬病予防法施行令第 3 条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料
- (5) 香芝市営火葬場条例（昭和 4 4 年条例第 9 号）第 6 条に基づく火葬場使用料
- (6) 香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 1 年条例第 2 号）第 1 6 条に基づく動物の死体処理手数料

3 収納事務を委託する手数料

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 6 条に基づくし尿の収集及び運搬手数料

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで